

平成30年第8回美幌町議会臨時会会議録

平成30年11月16日 開会

平成30年11月16日 閉会

平成30年11月16日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 認定第 1 号 平成 29 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について (委員会報告)
- 日程第 5 認定第 2 号 平成 29 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告)
- 日程第 6 認定第 3 号 平成 29 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告)
- 日程第 7 認定第 4 号 平成 29 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告)
- 日程第 8 認定第 5 号 平成 29 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告)
- 日程第 9 認定第 6 号 平成 29 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について (委員会報告)
- 日程第 10 認定第 7 号 平成 29 年度美幌町水道事業会計決算認定について (委員会報告)
- 日程第 11 認定第 8 号 平成 29 年度美幌町病院事業会計決算認定について (委員会報告)
- 日程第 12 承認第 11 号 専決処分の承認について [平成 30 年度美幌町一般会計補正予算 (第 7 号)]
- 日程第 13 議案第 91 号 損害賠償の額の決定及び和解について (森林作業員作業中の電話線断線事故に係る損害賠償)
- 日程第 14 議案第 92 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議案第 93 号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議案第 94 号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 95 号 平成 30 年度美幌町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 日程第 18 議案第 96 号 平成 30 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 97 号 平成 30 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 20 議案第 98 号 平成 30 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 21 議案第 99 号 平成 30 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 22 議案第 100 号 平成 30 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第23 議案第101号 平成30年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第24 議案第102号 平成30年度美幌町病院事業会計補正予算(第3号)について

○出席議員

1番	高橋秀明君	2番	大江道男君
3番	新鞍峯雄君	4番	上杉晃央君
5番	稲垣淳一君	6番	戸澤義典君
7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長10番	吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長14番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会会長	平野浩司君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	武田孝司君	総務主幹	小室保男君
庁舎建設主幹	遠國求君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	関弘法君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	多田敏明君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	佐々木斉君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
教育部長	田村圭一君	監査委員室長	谷川明弘君

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	佐藤和恵君
------	-------	----	-------

議 事 係 長 橋 本 勝 君 議 事 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第8回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月12日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 平成30年第8回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月12日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、まず初めに町長から行政報告を受けます。

その後、9月定例会において決算審査特別委員会に付議された平成29年度決算認定についての審査結果報告8件、専決処分の承認1件、損害賠償の額の決定及び和解について1件、条例改正3件、補正予算8件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成30年第8回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、北海道胆振東部地震に係る被災地支援についてであります。

去る9月6日木曜日午前3時7分、胆振地方中東部を震源とする震度7の地震が発生し、厚真町を初め道内で41名の方が犠牲になるなど、胆振地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

今なお、多くの方々が避難生活を強いられるなど、被災された皆様は、先の見えない不安な日々を送られております。

お亡くなりになられました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、北海道の災害対策本部から被災市町村への職員派遣要請があったため、10月1日から5日まで職員7名を厚真町へ派遣するとともに、11月5日から9日までの間、職員2名を再び厚真町へと派遣いたしました。

被災地においては、道内外から派遣された自治体職員とともに、罹災証明発行にかかわる住宅調査などの災害復旧業務に当たり、当初の予定どおり任務を完了し、無事に帰町したところであります。

本町では、東日本大震災で被災された地域の復旧・復興活動を支えるため、これまでも長期間にわたって職員を派遣するなど、被災地に寄り添った支援に努めてきております。

今後も、被災市町村からの要請があった場合は、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、このたびの地震によって被災された皆さん、被災地を支援する思いを義援金として届けるため、本臨時会に補正予算を提案しております。

議決が得られた後、日本赤十字社を通じて被災地へ義援金を送金したいと存じますので、町民皆様、議員各位の御理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げますと、そのように思っております。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第11号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第7号）については、豊栄地区営農用水施設の配水管修繕のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

損害賠償の額の決定及び和解について。

議案第91号については、森林作業員作業中に発生しました電話線断線事故にかかわる損害賠償につきまして、被害者との協議が調ったことから、議決をいただきたいのであります。

条例の改正について。

議案第92号及び議案第93号については、平成30年度の人事院給与勧告に基づく、特別職の国家公務員及び一般職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員及び美幌町長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第94号については、平成30年度の人事院給与勧告に基づく、国家公務員の給与改定に準じて、職員の給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合などを改定しようとするものであります。

平成30年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正のほか、北海道胆振東部地震における義援金、畑作構造転換事業補助金の追加などを行おうとするものであります。

特別会計、企業会計につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正などを行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について質疑を許します。

質疑は、1人3回までといたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

◎日程第4 認定第1号から

日程第9 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第4 認定第1号平成29年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第2号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第3号平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第4号平成29年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第5号平成29年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第6号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

この件につきましては、平成30年第7回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○議事係長（橋本 勝君） 審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

1、一般会計全般について。

平成29年度の国の経済は、企業の稼ぐ力が高まり、企業収益が過去最高水準になるなど、雇用・所得環境の改善、消費や投資の拡大につながる経済の好循環が実現しつつあるが、地方経済を取り巻く状況は依然として厳しく、景気回復を実感するまでには至っていない。

このような状況の中、一般会計歳入歳出決算額は、町債や寄附金の増加、町民会館建設のための普通建設事業費の増加により、5年連続100億円を上回っている。

また、実質収支は4,612万6,000円の黒字となり、財政上の均衡は保たれているが、単年度収支はマイナス791万8,000円と3年連続の赤字となっている。

本町においても、人口減少に歯どめがかからない状況が続いており、自主財源である町税の増加、地方交付税の伸びも期待できない中、少子高齢化の進展による社会福祉関連経費の増大や人口減少対策、役場庁舎の建てかえ等、増え続ける行政需要に対して、いかに財源を確保し対応していくかが期待される場所である。引き続き、将来を見据えた健全な財政運営を望みたい。

2、収入率向上対策について。

公営住宅使用料の現年度分収入率は、5年連続で100%の達成であり、全道における同規模の自治体と比較しても特筆すべきもので、関係職員の努力を高く評価したい。

また、公営住宅使用料の減免制度利用者は、昨年度と比較して増加しているが、セーフティネットの観点から引き続き制度の周知を図られたい。

他の未収金についても、適正な債権管理と徴収強化により減少しているが、一般会計、特別会計あわせて、2億2,323万3,000円の未収となっており、自主財源確保と負担の公平性及び適正化の観点から、引き続き収入率向上に向けて取り組まれない。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（大原 昇君） 本件について、委員長の報告を求めます。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） [登壇] 平成30年9月27日から6回にわたり委員会を開催し、提出された書類及び関係職員から説明を求めるなど慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、一層の行政効果を期待し付した審査意見は、職員が朗読したとおりでございます。

また、委員長として、口頭による補足意見を申し上げます。

収入であるふるさと納税による寄附金の平成29年度収入額は、2,878万3,000円であり、平成28年度3,870万7,000円、平成27年度は、8,163万3,000円と比較して年々減少しています。

国においては、ふるさと納税に関連する法律改正を含め、制度の見直しが見込まれていますが、国の動きに注視しながら、ふるさと寄附金受納額の増大に向け、取り組んでいただきたい。

報告いたします。

以上であります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 委員長に一、二点お聞かせ願いたい点がございます。

まず1点目は、報告書の審査意見の中にも書かれております、収入率向上対策についてという最後の文面のところであります。

引き続き収入率向上に向けて取り組まれないという文言で締めておいででございますが、一般会計の委員会の中では、さらに収納率アップのための方法論等、もし、メンバーの議員間の中で議論がありましたら、お示ししていただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） お尋ねの引き続き収入率向上に向けて取り組まれないということについて、収入率向上のための方法論のところまでは、今委員会の中では細かく上がっていなかったかなというふうに感じています。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私個人の話で申しわけないのですが、何度か一般会計のメンバーという一員の中で、収入率向上に向けて関与したことがあります。

そういう中では、極端な言葉ですけれども、収納率を上げるためには強制力が必要だという趣旨の議員間の議論もあったかなと承知しているところであります。

今、委員長がおっしゃられた中では、今回の委員会では議論がなかったということでもありますので、そのとおりに受けとめておきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。
したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第10 認定第7号から

日程第11 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第10 認定第7号平成29年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第11 認定第8号平成29年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

この件につきましては、平成30年第7回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○議事係（新田麻美君） 審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

水道事業会計について。

1、給水収益について。

給水人口・件数が減少している中、総配水量は231万6,547立方メートルで、前年度より2.1%増加しているが、有収水量は197万6,849立方メートルで1.2%減少している。無収水量は33万9,698立方メートルで、有収率は85.3%と、前年度より2.9%下回っている。

有収率の向上に向けた対策としては、老朽配水管及び給水管の計画的な布設がえが重要である。不明水量が増加傾向にあり、原因究明に努めるとともに、費用対効果を考慮しながら、調査についても検討された

い。

美幌町の水は、安全、安心であり、おいしい水であることなど積極的に情報発信し、引き続き給水収益の確保に努められたい。

2、地震・災害に強い水道づくりについて。

老朽化した配水管の布設がえに伴い、耐震化が進められている。国の方針では重要給水施設管路となる病院、避難所ルート等を優先して耐震化を進めるよう示されており、本町も計画的に対応を取られたい。

再生可能エネルギーを活用し、小水力発電施設の電力量は能力最高値まで発電されている。平常時は浄水処理に活用し、電気料金の軽減も図られており、さらに災害等による電源遮断時には、緊急用給水ポンプの稼働電源として利用可能であり、今後も最高値の発電量を維持できるよう施設管理の徹底を望みたい。

病院事業会計について。

平成29年度は外科が再開されたこともあり、患者数については外来が2,127人の増、入院は2,040人の増となり、全体では4,167人増の10万1,828人と、初めて10万人を超えた。

また、医師招聘の努力により、診療科11科、常勤医師10名となり、地域の基幹病院として、地域医療体制の充実、強化が図られ、経営意識も醸成されてきていることを評価したい。

診療収入総額は、前年比1億2,282万1,000円、7.7%増の17億1,886万8,000円となった。入院収益は前年比9.5%の増、外来収益も5.9%増加している。医業外収益を加えた総収入も、前年比6.1%増の20億6,514万2,000円となり、総費用は、21億2,864万3,000円と前年比で8.0%ふえ、純損失は3,804万7,000円増の前年比2.5倍の6,350万1,000円と、経営環境は依然として厳しい状況である。

平成29年5月に策定した美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランにおける平成29年度目標との比較では、ほぼ計画どおりに推移しているが、今後も、医師はじめ医療職の人材確保と地域医療の充実、経営健全化に一層努められたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（大原 昇君） 本件について、委員長報告を求めます。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君）〔登壇〕委員長報告をいたします。

平成30年9月27日から7回にわたり委員会を開催し、提出された書類及び関係職員から説明を求めるなど慎重に審査をした結果、两会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、今後とも一層の努力を望み付いた意見書は、職員が朗読したとおりであります。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 委員長報告に対する質疑を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 水道事業会計における不明水量のことにかかわって、町民的には総配水量がふえて、有収率は下がっているということについては、大変関心のあつた問題だというふうに思いますが、調査の過程でどういうことが原因として、主に上げられているということなのでしょう。

議論の経過などがあれば、お示しいただきたいと思つています。

原因究明に努めるということはお出ているので、将来的には明らかになると思つていますが、もし、審査の過程で幾つかの問題点が出されているとすれば、お示しいただければありがたいと思つています。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江

さん。

○12番（中嶋すみ江君） この不明水量なのですけれども、事業用も今回減つております。そして、漏水量が増えておりました。あと認定水量もふえております。

そういう結果になっておりました。事業用は、事業のときに使う水、工事とか、消防の演習のときに使う水量とか、そのように分析されております。

あと、漏水の認定は、認定された結果わかつた部分でありまして、そういう部分からいきまして、お話の無収水量の多くなつていける結果は、まだこういう結果から不明な点がありますので、まだこれが続くようでありましたら意見書にもありましたように、費用対効果を考慮しながら調査についても検討されたいという結果を委員会として出しました。

以上であります。（「とりあえず、わかりました。」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第12 承認第11号

○議長（大原 昇君） 日程第12 承認第11号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案9ページになります。

承認第11号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

専決処分書。

10ページになります。

平成30年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について、豊栄地区営農用水施設の配水管修繕のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日が、平成30年10月1日でございます。

専決内容。

12ページで御説明をさせていただきますと思います。

平成30年度美幌町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ110億8,879万4,000円とするものがございます。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げますので、21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

6款農林水産業費、4目農業振興費の修繕料30万8,000円でございますが、豊栄地区営農用水施設の豊栄地区で、配水管漏水が判明したことから修繕を行ったものがございます。

なお、修繕に当たり、予算不足額についての専決の補正でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、19ページ、20ページにお戻りいただきたいと思っております。

18款繰入金、財政調整基金繰入金30万8,000円の増につきましては、今補正の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 22ページ。

今、総務部長より不足額30万8,000円を計上させていただいているのは、そのとおりだと存じますが、しからば、この工事に要した総額はどのぐらいの規模なのかと思うところがありますので、公表できるものであれば、この箇所で総額どのぐらいかかったのか、お知らせしていただければありがたいかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 修繕にかかりました費用としては、73万2,780円でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第11号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第13 議案第91号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案

第91号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（矢萩 浩君）** 議案の23ページをお開き願います。

議案第91号損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

町は、森林作業員作業中の電話線断線事故の損害賠償の額を下記のとおり決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、平成29年12月15日に発生いたしました森林作業員作業中の事故により、町は、被害者であります東日本電信電話株式会社に損害を与えておりましたが、その損害について、このほど賠償額の合意をいただくことができました。

このことに伴いまして、損害賠償の額の決定と和解に関する議決をお願いするものでございます。

記以下につきましては、1、損害賠償の額は、129万4,891円であります。

2、損害賠償の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部長高橋庸人様であります。

3、事故の概要は、平成29年12月15日午前11時40分ごろ、美幌町字登栄72番地9地先におきまして、本町の臨時職員であります森林作業員が森林作業のため油圧ショベルを操縦し走行中、油圧ショベルのアームが電話線に接触し、架空メタルケーブルを切断させたものであります。

今回の事故におきましては、作業中の安全確認を怠ったために多大な費用の支出を伴う事故に至りましたことを、担当部長として心よりおわび申し上げます。

今回の事故を部内全体で共有した上で、日常の安全管理に努めているところであり、今後もより十二分に努めてまいりたい

と考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、今回を含めました損害賠償の総額は、272万4,109円でありますことを申し添えさせていただきます。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○**議長（大原 昇君）** これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○**4番（上杉晃央君）** 概要はわかりました。

それで、この種の事故について、町に入っている保険等で補填されるようなケースの事故であったのかどうか、先ほど二百何十万円の損害全体の賠償額を言っておりましたので、もし、入っていて補填がされているのであれば、その補填額についての御説明をいただきたいと思います。

○**議長（大原 昇君）** 経済部長。

○**経済部長（矢萩 浩君）** この事故に対する保険の補填はございません。

ただ、そのあと、今回の事故を踏まえまして、新たにこの種の作業機械等につきましても保険は加入させていただいているところであります。

よろしくお願いたします。

○**議長（大原 昇君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大原 昇君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第91号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（大原 昇君）** 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第92号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第92号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案24ページになります。

議案第92号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第92号関係でございます。

改正目的につきましては、平成30年12月の期末手当及び平成31年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講ずるものでございまして、本年8月10日出されました人事院勧告において、国家公務員の給与改定に準じ特別職の改定もされ、本町議会議員につきましては、国会議員に準じた支給割合となっていることから、期末手当の年間支給割合を0.05カ月分引き上げるものでございます。

平成30年度及び平成31年度以降の支給月数につきましては、記載のとおりでございます。

なお、2ページに本条例改正に係ります新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

施行日につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第92号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第93号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第93号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の25ページでございます。

議案第93号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、同じく参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料2でございます。

議案第93号関係。

改正目的でございますけれども、町長等の平成30年12月の期末手当及び平成31年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講ずるものでございまして、町長、副町長、教育長の期末手当について、国家公務員の給与改定に伴い、支給割合を現行の4.

4 月分から 4.45 月分に改正を行おうとするものでございます。

平成 30 年度及び平成 31 年度以降の 6 月期、12 月期の支給割合につきましては、記載のとおりでございます。

なお、新旧対照表を 4 ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

施行日につきましては、記載のとおりとなっております。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 93 号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 94 号

○議長（大原 昇君） 日程第 16 議案第 94 号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の 26 ページでございます。

議案第 94 号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようと

する。

記以下につきましては、参考資料の 5 ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料 3、議案第 94 号関係でございます。

改正目的は、人事院勧告に基づく給与の改定を行うものでございます。

改正内容でございますけれども、本年 8 月 10 日に出されました人事院勧告に基づき、本町においても国と同様の措置を講ずるものでございます。

まず、給与につきましては、再任用職員も含め俸給表を 400 円の引き上げを基本とし、初任給については 1,500 円、若年層については 1,000 円程度の引き上げを行い、0.2%の平均改定を行うもので、適用につきましては、平成 30 年 4 月 1 日からでございます。

次に、宿日直手当でございますが、病院に勤務する医師の宿日直手当を、勤務 1 回当たり、現行の 2 万円から 2 万 1,000 円に改定を行うもので、適用は同じく平成 30 年 4 月 1 日からとなります。

次に、期末、勤勉手当でございますが、再任用以外の職員について、現行の 4.4 月分を 0.05 月分引き上げ、4.45 月に、再任用職員にあっては、現行 2.3 月分を同じく 0.05 月分引き上げ、2.35 月分とするものでございます。

平成 30 年度及び平成 31 年度以降の支給割合については、参考資料記載のとおりでございます。

次に、美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。期末手当の支給割合を、現行の 3.3 月分から 3.35 月分に改正を行うものでございますが、現在本町においては、該当する職員はおりません。

なお、それぞれの条例改正の適用日につきましては、表に記載のとおりでございます。

また、参考資料の7ページ、8ページに給与勧告の骨子、9ページから25ページに各給料表の比較表、26ページに所要額調書、27ページから29ページに条例改正に伴います新旧対照表を添付しております。

以上、御説明申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第94号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時00分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第95号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第95号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案40ページでございます。

議案第95号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,116万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ110億9,995万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げますので、49ページ、50ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございます。

1款議会費、期末手当19万9,000円の増につきましては、支給率の改定に伴う増でございます。

2款総務費、1目一般管理費の寄附金200万円の増につきましては、9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震により、今なお避難生活を送っている方々や被災地域の早期復興を支援するため、日本赤十字社を通じ義援金として支出をするものでございます。

3款民生費、社会福祉総務費の繰出金214万2,000円の減につきましては、給与改定及び会計間異動による整理を行うものでございます。

その下のコミュニティセンター維持管理事業費、修繕料28万2,000円の増につきましては、コミュニティセンターの電気暖房、温度管理制御盤に不具合があることから修繕を行うものでございます。

その下、3目高齢者福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金3万1,000円の増と、その下の介護保険特別会計繰出金34万円の増につきましては、それぞれ、給与改定及び会計間異動に伴う増でございます。

次に、52ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1目保健衛生総務費の病院事業会計補助金1万2,000円、その下、個別排水処理特別会計繰出金5万7,000

円につきましても、給与改定に伴います補助金、繰出金の増でございます。

6款農林水産業費の畑作構造転換事業補助金1,080万2,000円の増につきましては、田中てん菜機械利用組合の播種機及びトラクター購入に係る補助金で、全額道費補助金でございます。

8款土木費、3目公共下水道費の繰出金14万3,000円の減につきましては、給与改定及び会計間異動に伴う整理を図るものでございます。

12款職員給与費の一般職給からその他手当までにつきましては、給与改定及び会計間異動に伴う増減でございます。

その下の職員共済費等から負担金、職員退職手当組合負担金、職員福祉協会負担金につきましては、会計間異動及び負担率改訂に伴います減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

47、48ページをお開きいただきたいと思います。

15款道支出金の農業費補助金、畑作構造転換事業補助金1,080万2,000円につきましては、歳出で御説明申し上げました利用組合のトラクター購入に係る道補助金でございます。

18款繰入金、財政調整基金繰入金36万2,000円の増につきましては、今補正の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

なお、今補正後の年度末予定残高を参考資料の30ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第95号平成30年度美

幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第96号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第96号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の54ページをお開き願います。

議案第96号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

平成30年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,500万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明申し上げますので、63、64ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う給与、職員手当等の増額と人事異動に伴う職員の会計間異動の人件費を精査した結果、214万2,000

円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、61、62ページをお開き願います。

2、歳入。

4款繰入金、1目一般会計繰入金214万2,000円の減につきましては、人件費に係る一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第96号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第97号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第97号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の66ページをお開き願います。

議案第97号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定に伴う人件費の補正でございます。

平成30年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億72万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明申し上げますので、75、76ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う給与及び職員手当の人件費を精査した結果、3万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、73、74ページをお開き願います。

2、歳入。

3款繰入金、1目事務費繰入金につきましては、人件費の増に伴い、3万1,000円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第97号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第98号

○議長（大原 昇君） 日程第20 議案第98号平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の78ページをお開き願います。

議案第98号平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

平成30年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,069万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、87、88ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う給料及び職員手当等の増額と人事異動に伴う職員の会計間異動の人件費を精査した結果、34万円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、85、86ページをお開き願います。

2、歳入。

7款繰入金、4目その他一般会計繰入金につきましては、人件費の増に伴い、34万円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第98号平成30年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第99号

○議長（大原 昇君） 日程第21 議案第99号平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案90ページをお開き願います。

議案第99号平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

平成30年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員4名に係る給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正、並びに平成29年度社会資本整備総合交付金の精算に伴う、交付金返還のための補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,673万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、99ページ、100ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1款、1目一般管理費14万9,000円の増は、職員の給与改定及び人事異動に係るもので、11万円の減、償還金利子及び割引料につきましては、5月に専決処分を行いました下水終末処理場設備更新により発生した鉄くずの売却に伴う補助金の返還金25万9,000円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、97ページ、98ページにお戻り願います。

2、歳入。

今回の歳入の財源は、個別排水処理の事務を担当しております職員の人件費の40%相当を個別排水処理特別会計負担金として5万7,000円、一般会計繰入金として14万3,000円を繰り戻し、残りの歳出との差額23万5,000円を前年度繰越金に求めるものであります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第99号平成30年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第100号

○議長（大原 昇君） 日程第22 議案

第100号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の102ページをお開き願います。

議案第100号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

平成30年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員の給与改定に伴う公共下水道特別会計への人件費相当分の負担金の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億175万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、111ページ、112ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1款、1目一般管理費5万7,000円の増は、個別排水処理の事務を担当しております職員の給与改定に伴うものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、109ページ、110ページにお戻り願います。

2、歳入。

今回の補正の財源を、一般会計繰入金に求めるものであります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第100号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第101号

○議長（大原 昇君） 日程第23 議案第101号平成30年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の114ページをお開き願います。

議案第101号平成30年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成30年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員8名に係る給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

収益的支出の補正第2条と、資本的支出の補正第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第7条に定めた経費は、記載の金額であります。

次に、115、116ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的

支出であります。

今回の記載の金額は、職員7名分の給与改定及び人事異動に伴う人件費の増減であります。

次に、117ページ、118ページをお開き願います。

資本的支出であります。

記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う人件費の増減であります。

以上、御説明申し上げました。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第101号平成30年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第102号

○議長（大原 昇君） 日程第24 議案第102号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案の126ページをお開き願います。

議案第102号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計と同様に人事院勧告に基づく職員の給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の退職及

び就職に伴う給与費等の補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成30年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の給与費等の補正により、職員給与費を3,452万5,000円減額し、9億4,134万円にしようとするものでございます。

第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、127、128ページをお開き願います。

収益的収入のうち、他会計補助金の補正でございます。

一般会計補助金のうち、基礎年金拠出金負担金、児童手当に要する経費につきましては、今回の人件費の補正に伴い、一般会計からの負担金等について減額及び増額の補正を行うものでございます。

次に、129、130ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

給与費のうち、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、今回の人事院勧告による給与改定及び職員の会計間の異動並びに看護師等の年度途中の退職、就職に伴う執行見込みから、それぞれ記載のとおり減額及び増額の補正を行うものでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第102号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成30年第8回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員